

健全化判断比率及び資金不足比率等の説明

1 健全化判断比率と資金不足比率

①実質赤字比率

一般会計における実質赤字額の標準財政規模※に対する割合。一般会計に赤字額がある場合、その赤字額の程度を指標化するものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模：各地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模。

②連結実質赤字比率

一般会計、特別会計、公営企業会計の全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合。町の会計全体で赤字額がある場合、その赤字額の程度を指標化するものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

一般会計が負担する公債費及び公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合で、3カ年の平均により算定します。地方債の償還金等の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

④将来負担比率

一般会計が将来負担すると見込まれる実質的な負債の標準財政規模に対する割合。一般会計が将来支払う可能性のある負担額を指標化し、将来の財政負担の程度を示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

⑤資金不足比率

公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合。公営企業会計に資金不足額がある場合、その額を事業規模と比較して指標化するものです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

2 健全化判断比率と資金不足比率に対する基準

①早期健全化基準

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値で、財政状況に注意喚起を示す段階の基準といえます。

また、いずれか一つでも基準を超えた場合は、財政状況を改善するために必要となる財政健全化計画の策定や実施状況の公表などが義務付けられています。

②財政再生基準

早期健全化基準と同じく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値で、財政再建が必要となる段階の規準といえます。

また、いずれか一つでも基準を超えた場合は、財政再建に必要な財政再生計画の策定や実施状況の公表が義務付けられています。

③経営健全化基準

公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について、定められた数値で、経営状況に注意喚起を示す段階の基準といえます。

また、基準を超えた公営企業会計については、経営状況を改善するために必要となる経営健全化計画の策定や実施状況の公表が義務付けられています。